



第Ⅵ章 施策と事業

第Ⅵ章 施策と事業



第Ⅴ章で示した本計画の目標を実現するための３つの方針に沿った施策と、その施策を推進するための具体的な取り組みである事業を示します。



方針 1 自転車利用環境の形成

自転車通行空間の整備や自転車駐車場の確保など誰もが自転車を使いやすい環境整備を進めます。

- ・道路特性に応じた自転車通行空間の整備や自動車の違法駐車の抑制等を進め、歩行者・自転車利用者・自動車運転者など、誰もが安全で使いやすい道路空間の実現を目指します。
- ・自転車利用者のニーズに合った自転車駐車場の整備や放置自転車対策の推進などにより、自転車の適正な利用を促します。
- ・都心部における安全な歩行や賑わいの創出、良好な景観の形成をはかるため、自転車駐車場の整備や道路空間再配分といった総合的な取り組みを実施します。
- ・本市に最適な民間主体によるコミュニティサイクルの導入及び事業の継続的な推進のための支援策を検討・実施します。

■方針に基づいた施策

施策 1 自転車通行空間の確保を推進する

施策 2 地域の駐輪ニーズに応じた自転車駐車場の確保を推進する

施策 3 都心部における自転車利用環境整備を推進する

施策 4 公共交通との連携を強化すること等によりコミュニティサイクルの普及を促進する

施策
1

自転車通行空間の確保を推進する

歩行者、自転車、自動車が安全に移動できる道路空間の整備を推進するとともに自動車の路上駐車抑制に努め、車道における自転車通行空間を確保します。

① 計画的な自転車通行空間の整備

[所管：緑政土木局]

すべての道路利用者にとって、安全で使いやすい道路空間の実現のため、自転車通行空間を計画的に整備していきます。

1：道路特性や道路状況を考慮した安全な自転車通行空間を整備します。

「自転車は車道走行」の原則に則り、車道での整備を基本とします。その中で、空間再配分が可能な路線や道路の幅員が広く自動車の規制速度が高い路線（50 km/h 超）については自転車道、その他の路線においては自転車通行帯での整備を基本とし、安全に走行できる空間を確保します。

また、自転車道や自転車通行帯での整備が望ましいが必要な幅員が確保できない箇所については、暫定的に車道混在や車道走行を促す路面表示等の整備を行います。

歩道内を自転車で走行できる路線においては、歩行者と自転車が安全に通行できるよう「歩行者優先」の意識が徹底される路面表示等の整備を行います。

また、本市には 100 メートル道路から生活道路に至るまで、さまざまな幅員・交通量などの条件を持つ道路が存在するため、それぞれの特性や状況を考慮し、実態に即した安全な自転車通行空間の整備を行います。

■市内の自転車通行空間の整備事例

〈自転車道〉



〈自転車通行帯（自転車専用通行帯）〉



車道混在・・・自転車と自動車を混在通行とする道路のこと。

路面表示・・・道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に規定されていない、法定外の路面に描かれた表示で、ペイント、石等で路面に描かれた線、記号又は文字のこと。

生活道路・・・一般道路のうち、主として地域住民の日常生活に利用される道路のこと。

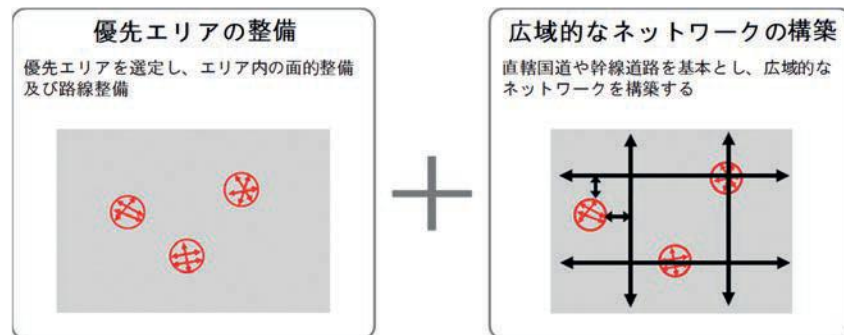
2：「優先エリア」を設定し、面的な整備を行います。

自転車の事故対策及び交通ルール周知のため、自転車の交通量や事故などが多いエリア、歩行者や自転車が集まるエリアを「優先エリア」として設定し、そのエリア内で自転車の交通ルールの周知を目的とした路面表示の整備と、歩行者、自転車、自動車の通行位置の分離を目的とした自転車通行空間の整備を行います。

3：広域的なネットワークを形成します。

快適な自転車通行空間を形成するためには、点的な空間整備だけではなく、自転車ネットワークとしての利便性や連続性を高めることが重要となるため、他事業整備と同調して広域的なネットワークを形成します。また、自転車にとって使いやすい環境として整備することにより、移動手段を自動車から自転車へ転換したくなるような基盤整備づくりを行います。

■自転車通行空間の整備イメージ



② わかりやすい自転車の通行位置の分離に関する路面表示の整備

[所管：緑政土木局]

歩行者、自転車、自動車の通行位置が分離された安全な道路空間を実現するため、自転車の通行位置などが分かりやすい路面表示などの整備を行います。

〈自転車通行帯（矢羽根型路面表示）〉



〈車道混在（矢羽根型路面表示）〉



自転車道・・・道路構造令第2条第1項第2号に規定される、専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分のこと。
 自転車専用通行帯・・・道路交通法第20条第2項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、普通自転車が通行しなければならない車両通行帯として指定された車両通行帯のこと。
 矢羽根型路面表示・・・車道における自転車通行位置を自転車利用者と自動車運転者の双方に示すもの。

③ 自動車の路上駐車等の抑制

[所管：スポーツ市民局、住宅都市局、緑政土木局]

自転車を安心して利用できるような良好な交通環境を確保し、市民の安全で快適な生活環境の保持及び向上に資することを目的として、自動車運転者に対する路上駐車抑制のための啓発活動を実施します。

また、市営駐車場（自動車）の利用促進による違法路上駐車抑制や、名古屋市駐車場条例（昭和34（1959）年施行）における自動車駐車施設の附置義務制度の運用により、駐車場の適正な供給を行います。

■ 駐車車両が自転車通行空間を阻害している例



自動車駐車施設の附置義務制度・・・自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途に供する部分のある建築物に対して、名古屋市駐車場条例に基づき、駐車場（自動車）の設置を義務付ける制度のこと。

施策 2

地域の駐輪ニーズに応じた自転車駐車場の確保を推進する

地域の駐輪ニーズに応じた自転車駐車場の整備を推進し、道路環境の向上に努めます。

① 自転車駐車場の整備

[所管：緑政土木局]

歩行者や自転車に配慮した安全で快適な道路環境づくりをはかるため、自転車駐車場の施設整備および維持管理を実施します。

また、柔軟な料金制度の採用や、便利で利用しやすい自転車駐車場となるようなサービスの提供等、自転車駐車場の運用の改善について検討します。

■ 駅周辺の自転車駐車場

六番町駅（市営地下鉄名港線）



伏屋駅（近畿日本鉄道名古屋線）



② 自転車駐車場附置義務制度の運用

[所管：緑政土木局]

本市では、自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設に対して、「名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例」（平成 14（2002）年改正）に基づき、自転車駐車場の設置を義務づけています。同制度により自転車駐車場を適切に供給していくとともに、各施設の自転車利用の実態に合った制度とするために、同制度の対象となる施設の拡大や要件の見直し等を検討します。

自転車駐車場附置義務制度・・・自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設に対して、名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例に基づき、自転車駐車場の設置を義務づける制度のこと。

施策 3

都心部における自転車利用環境整備を推進する

都心部において、自転車、歩行者等が安心して移動できる空間を確保するとともに、放置自転車等により安全な歩行や賑わい、良好な景観を阻害しないよう、自転車駐車場の確保に取り組んでいきます。

① まちづくり団体と連携した都心部の自転車対策の推進

[所管：緑政土木局]

都心部において、歩行者や自転車に配慮した安全で快適な道路環境となるよう、まちづくり団体と連携しながら自転車駐車場整備などの対策を推進します。

また、自転車が安全に通行できる空間の確保や交通ルールに則った走行が身につくよう、分かりやすい路面表示などの整備を行うとともに、歩道幅員や道路幅員に余裕のない道路等では道路空間の再配分をまちづくり団体と連携して実施します。

■ 自転車駐車場の基盤整備



■ 町内会による自転車整理



② 容積率緩和制度を活用した都心部における自転車駐車場の整備促進

[所管：住宅都市局]

本市では、都心部における都市魅力の向上と国際競争力の強化をはかるため、都市環境改善、防災性強化、交通改善、都市魅力向上等の公共貢献を評価し、容積率の割増しを行っており、その評価項目のひとつとして、放置自転車対策として有効な公共的な自転車駐車場の整備を挙げているところです。

引き続き、制度の広報啓発を行うなど、都心部における民間による自転車駐車場の整備を促進します。

容積率・・・建築物の延べ面積（建築物の各階の床面積の合計）の敷地面積に対する割合のこと。

施策 4

公共交通との連携を強化すること等によりコミュニティサイクルの普及を促進する

まちなかでの回遊性の向上、放置自転車等の削減を目的に、民間主体によるコミュニティサイクルの導入を支援し、普及促進をはかります。

① 都心部におけるコミュニティサイクルの導入

[所管：緑政土木局、観光文化交流局、環境局、住宅都市局]

コミュニティサイクルは、自転車の所有から共有への転換による放置自転車の削減や、来街者等の回遊性の向上とそれに伴う地域の活性化などの効果が期待されます。

近年、技術革新もあり市内では民間事業者によるコミュニティサイクルが展開されています。本市の新たな移動手段として定着するようにコミュニティサイクル事業者と市民ニーズを共有し、庁内の検討を重ねることで、本市に最適な民間主体のコミュニティサイクル事業の検証を行います。

また、コミュニティサイクル事業を継続的に推進していくために、公共交通との連携強化等の支援策を検討・実施していきます。

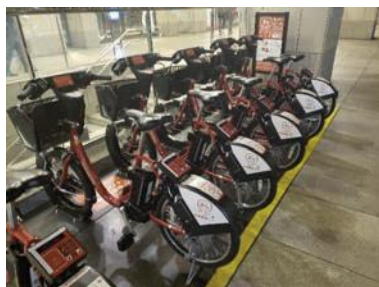
さらに、都心部の利用状況等を踏まえ、市全域において市民ニーズにあったコミュニティサイクルの導入を検討します。

■本市でのコミュニティサイクルの導入事例

公共コミュニティサイクルステーション社会実験



カリテコバイク



でらチャリ



Charichari



コラム6 コミュニティサイクルとまちづくり

昨今、国内外の多くの都市で導入されているコミュニティサイクルですが、各地域でさまざまな効果がみられるとともに、まちづくりとも深く密接した交通手段となっています。

●まちなかでの賑わいの創出

岡山市では、平成25（2013）年に公共交通利用の促進、街の賑わい創出、まちのイメージアップをはかることを目的とし、岡山市コミュニティサイクル「ももちやり」を導入しています。市内には36箇所のポートが設置（令和2（2020）年1月現在）されており、約1,500回/日（平成29（2017）年度）の利用があります。また、利用者アンケートから外出機会の増加、まちなかでの滞在時間延長など、まちなかでの賑わい創出への一定の成果がみられます。

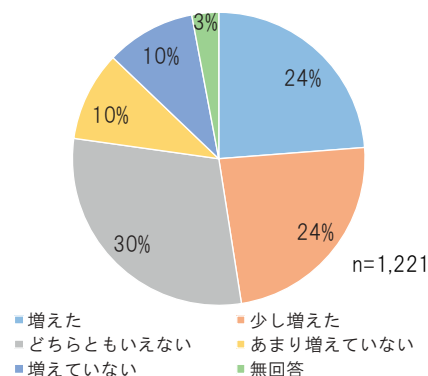
●観光客に好評を得ているコミュニティサイクル

金沢市では、「市民や来街者の利便性・回遊性の向上」、「まちなかの賑わい創出」、「環境にやさしいまちづくり（クルマからの転換）」を目的として、平成23（2011）年度から金沢市公共レンタサイクル「まちなのり」を本格実施しています。平成27（2015）年の北陸新幹線金沢開業後、おおむね20万回/年を超える利用が見られます。また、金沢市が観光客等に対して行ったアンケート調査では、ほぼすべての回答者が満足と回答するなど、観光客から非常に好評を得ています。

●都市の交通政策とコミュニティサイクル

バルセロナのコミュニティサイクルは公共サービスのひとつとして、市の交通システムに統合されています。同市でコミュニティサイクル事業を行っているB S M社は、利用料金収入、市からの委託費等に加え、自動車の駐車場収入を原資に事業を行っています。このように海外では、コミュニティサイクルは公共交通の一部もしくは公共交通を補完する交通手段として、市の交通計画等に位置付けられ、利用料金収入に加え、駐車場収入や広告収入など安定的な財源により運営され、公共性が高く体力のある実施主体が運営する事業として、都市の交通政策の幅を広げるものとなっています。

■ももちやり導入による行動変化意識（まちなかへ出かける機会）



■金沢市公共レンタサイクル「まちなのり」



■バルセロナのコミュニティサイクル



資料：岡山市 都市整備局「ももちやりの評価について」

資料：金沢市都市政策局交通政策部「金沢市公共レンタサイクル「まちなのり」の導入と今後の普及発展について」

資料：まちなのり事務局

資料：国土交通省「第1回 シェアサイクルの在り方検討委員会 配付資料」

方針 2 自転車の安心・安全利用の促進

自転車に関する交通事故を未然に防止するため、自転車利用時における交通ルールの遵守に対する意識や交通安全意識の向上に努めます。また、安心して自転車が利用できるよう、自転車に関する防犯意識等の向上をはかります。

- ・子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民に対し、交通安全教育を通じて自転車利用時の交通ルールを周知するとともに、自転車の安全適正利用についての広報啓発活動を推進することで、市民の交通安全の確保をはかります。
- ・自転車の盗難防止に向けた取り組み等を進め、自転車を安心して利用できるまちを目指します。
- ・学校等における自転車を含む交通安全教育を推進し、幼児・児童・生徒やその保護者の自転車利用時における交通ルールの遵守に対する意識や交通安全意識の向上に努めます。
- ・交通ルールの周知に関するわかりやすい路面表示等の整備を実施し、自転車の安心・安全な利用を推進します。

■方針に基づいた施策

施策 5 交通安全活動等の推進により自転車の安心・安全な利用を推進する

施策 6 学校等における自転車を含む交通安全教育を推進する

施策 7 交通ルール周知に関する路面表示等の整備を推進する

施策
5

交通安全活動等の推進により自転車の安心・安全な利用を推進する

「名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、市民の交通安全意識の向上や正しい自転車の利用方法の周知を行う等、自転車の安全な利用を促進します。

また、自転車を安心して利用できるよう、自転車利用者への自転車の盗難防止に関する啓発活動等を行います。

① 交通安全活動の推進

[所管：スポーツ市民局]

交通安全意識の向上をはかるため、愛知県警察や学区をはじめとした地域と連携し、交通安全市民運動をはじめとする広報・啓発を実施します。

市内で自転車乗車中に死傷した者のうち、約7割に法令違反があることから、学区をはじめとした地域や学校における自転車教室等の実施や、対象者に応じたリーフレット等を活用した教育・啓発等を実施し、自転車利用の基本ルールの周知や法令遵守の徹底をはかっていきます。

また、自転車教室等においては、子ども・高齢者のヘルメット着用や自転車損害賠償保険等への加入、自転車の定期的な点検整備の促進について周知を行います。

■ 地域や学校における自転車教室



■ 本市での自転車利用者への啓発



② 高齢者等のヘルメット着用促進

[所管：スポーツ市民局]

身体機能等の低下に伴い、自転車事故が発生した際に死亡や重症化のリスクの高い高齢者に対し、交通ルールの周知やヘルメット着用の必要性について啓発を行います。

③ 自転車損害賠償保険等への加入促進

[所管：スポーツ市民局]

自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例において、万が一自転車事故が発生した際の被害者保護等を目的に、自転車損害賠償保険等への加入の義務化が規定されていることから、損害保険会社等と協定を締結し、広報・啓発を行う等、自転車損害賠償保険への加入促進をはかります。

④ 盗難防止に向けた啓発活動

[所管：スポーツ市民局]

自転車を安心して使えるよう、自転車盗難被害防止に有効であるツーロックの徹底等と呼びかけるための周知・啓発活動を実施します。

■自転車盗難防止キャンペーン



ツーロック・・・自転車の盗難防止のため自転車に鍵を2つかけること。

施策
6

学校等における自転車を含む交通安全教育を推進する

自転車は幼児や小学生から自ら運転できる移動手段であることから、学校等における自転車を含む交通安全教育を推進します。

① 幼児児童生徒への交通安全教育

[所管：教育委員会事務局、スポーツ市民局、子ども青少年局]

全市立学校・園において、自転車を含む交通安全教育を実施します。自転車交通安全教育としては、自転車利用の基本ルールである自転車安全利用五則に加え、本市内における自転車関連事故の特性を踏まえた教育を行っていきます。また、保育所や私立の学校等への交通安全教育や、それらを通じた保護者への交通安全教育を実施します。

■ 児童・生徒向けの交通安全教育



コラム7 海外での自転車利用ルールやマナーの教育・啓発

● 自転車利用が盛んなヨーロッパでの啓発活動

デンマークの自転車教育は自転車に慣れながら楽しく技能の習得を目指したものとなっており、ゲームを通じ、バランス感覚、身体能力、交通ルール等の自転車の乗り方を楽しく学ぶ「デンマーク式自転車教室」が実施されています。幼稚園までは自転車技能トレーニングを重視し、小学校からは自転車交通安全教育に関するプログラムとなっています。

■ 「デンマーク式自転車教室」



資料：公益財団法人 国際交通安全学会

資料：大阪市立大学大学院工学研究科 吉田長裕准教授

② 小学生に対しての体験型交通安全訓練

[所管：教育委員会事務局、スポーツ市民局]

全市立小学校において、自転車を使った訓練やシミュレータを使った教育など参加体験型の交通安全訓練を実施するなど、効果的な交通安全教育を実施します。

■ 自転車を使った体験型交通安全訓練



■ シミュレータによる交通安全訓練



③ 新たな自転車交通安全教育の検討

[所管：緑政土木局、教育委員会事務局]

学校等における新たな自転車交通安全教育の場として、プロチームなどと連携した交通安全教室の開催を検討します。

■ プロチームによる交通安全教育のイメージ



資料：合同会社 AACA

施策
7

交通ルール周知に関する路面表示等の整備を推進する

自転車関連事故の多くで自転車利用者側に法令違反が認められることから、わかりやすい路面表示等の整備を実施し、自転車の安心・安全な利用を促進します。

① 交通ルール周知に関する路面表示の検討・整備

[所管：緑政土木局]

道路利用者が自転車の交通ルールを自然と認知し、ルールに則った走行が身につくような路面表示等を検討し、優先エリアを中心として面的に整備を行います（優先エリアに関しては、施策1①計画的な自転車通行空間の整備 参照）。

■ 交通ルール周知に関する路面表示のイメージ

